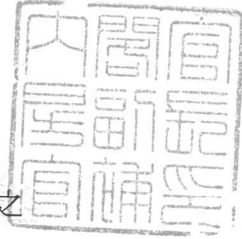


行政文書開示決定等通知書

木野 龍逸 宛

内閣官房副長官補

古谷 一之



平成27年 8月10日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：事業名「東京電力に関する経営・財務調査委員会に必要な経費」として、原子力発電所事故による経済被害対応室が委託等をした事業に係る文書（成果物、仕様書）期間：平成23年度）（平成27年 8月19日付け受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称と一部不開示とした理由

- ・仕様書
- ・事業DD中間報告書
- ・事業DD最終報告書
- ・東京電力株式会社の経営・財務等に係る調査 財務・税務デューデリジェンス中間報告書
- ・東京電力株式会社の経営・財務等に係る調査 財務・税務デューデリジェンス報告書
- ・法的監査結果中間報告書のうち「Ⅲ. 原子力発電所の事故に伴う被災者等に対する損害賠償」に係る部分
- ・法的監査結果最終報告書のうち「Ⅲ. 原子力発電所の事故に伴う被災者等に対する損害賠償」に係る部分

（一部不開示とした理由）

不開示とした部分は、法第5条第2号イ及びロに規定する、公にしないことと条件で東京電力から任意に提供されたものであって、通例として公にしないこととされているもの又は公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他の利益を害するおそれのある情報に該当する。

2 不開示とした行政文書とその理由

- ・不動産評価調査報告書
 - ・法的監査結果中間報告書及び最終報告書のうち「Ⅲ. 原子力発電所の事故に伴う被災者等に対する損害賠償」以外の部分
- （不開示とした理由）

上記の行政文書に含まれる情報は、法第5条第2号イ及びロに規定する、公にしないことと条件で東京電力から任意に提供されたもの等であって、通例として公にしないこととされているもの又は公にすることにより、東京電力及びその関係会社の権利、競争上の地位その他の利益を害するおそれのある情報に該当する。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。